

**東京インターナショナル・ギフト・ショー出展に伴う
「大阪製ブランド」ブースプランニング及び施工業務
委託事業者募集要項**

(公財)大阪産業局では、「大阪製ブランド製品※」のプロモーションを通じて、大阪のものづくりのブランドイメージを高めるとともに、企業の自社製品開発を促進しています。

※大阪府知事が認定する、府内ものづくり中小企業の優れた技術に裏打ちされた創造力にあふれる製品。<https://osaka-sei.m-osaka.com/product/>

このたび認定製品の魅力を発信し、大阪製ブランドの認知度・イメージの向上を図るため、「東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2024 第 15 回 LIFE×DESIGN」(以下「ギフトショー」という。)に出展します。

この展示会のブースプランニング及び施工にかかる業務について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的にプロモーションを実施するため、公募型プロポーザルにより委託事業者を募集します。

■ギフトショーの概要 (<https://www.giftshow.co.jp/tigs/life15/index.htm>)

日程:令和6年2月6日(火)~2月8日(木)

会場:東京ビッグサイト

主催:株式会社ビジネスガイド社

1 業務の概要等

(1)業務名

東京インターナショナル・ギフト・ショー出展に伴う「大阪製ブランド」ブースプランニング及び施工業務

(2)業務の内容

ギフトショー来場者に、認定製品の魅力を最大限に伝えることを目的に、令和6年2月6日から8日に開催されるギフトショー(伝統とModernの日本ブランドフェア(予定))に出展する大阪製ブランドの展示ブースについて、集客効果の高いブースのデザインを企画し、設営を行う。

詳細は別添『東京インターナショナル・ギフト・ショー出展に伴う「大阪製ブランド」ブースプランニング及び施工業務委託仕様書』のとおり

(3)委託期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

(4)委託金額(上限額)

2,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 スケジュール

令和5年 9月 5日(火) 公募開始

令和5年 9月19日(火) 説明会開催

令和5年 9月26日(火) 質問受付締切

令和5年10月16日(月) 提案書類提出締切

令和5年10月下旬 選定委員会

令和5年11月上旬頃 委託事業者決定・契約締結

令和5年11月中旬頃 業務開始(予定)

令和6年 2月29日(木) 業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 展示会でのブースデザインの企画・設営の実績を有し、本事業の趣旨を十分に理解の上、支障なく本業務を遂行できること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和5年9月5日(火)から令和5年10月16日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

期限までに下記提出先まで提出すること。現物は原則郵送での提出とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等にて送付してください。併せて電子データ(PDF形式)での提出が必要な書類については、以下のメールアドレスへご提出をお願いします。

提出先: 公益財団法人大阪産業局 大阪製ブランド認定事業事務局担当

(現物) 〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北 1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1F

(電子データ) mobio_osakasei@obda.or.jp

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類(正本1部及び副本5部)

	応募書類	原本 (1部)	副本 (5部)	データ (PDF形式)
1	企画提案参加申請書(様式1)	○		
2	企画提案書(様式2)	○	○	○
3	企画提案金額の見積書(様式自由)※1	○	○	○
4	事業実績申告書(様式3)	○	○	○
5	共同企業体届出書(様式4) (共同企業体で参加の場合のみ)	○		
6	会社概要(会社パンフレット等)	○	○	○ ※2

※1 見積根拠となる積算金額を詳細・明瞭に表示すること(工数・単価等)

※2 会社概要がパンフレット等の冊子の場合は、PDF形式の電子データは不要とし、冊子を6部提出すること。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類現物の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「○○○事業(又は○○○業務)」提案書
株式会社○○(法人名)

エ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪産業局が補正等を求める場合を除く)。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

カ この事業について提供した資料及びその他知り得た全ての情報について、許可なく他の者へ漏らすことを禁じます。

5 説明会

(1) 日時

令和5年9月19日(火)午後2時00分 ~ 午後3時00分

(2) 場所

〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北1丁目4番17号

クリエイション・コア東大阪 北館3階 309号室

(3) 説明会の申込方法

以下の「公益財団法人大阪産業局ホームページ」よりお申し込みください。

https://www.sansokan.jp/enquete/?H_ENQ_NO=41829

※応募にあたり、説明会参加は必須ではありません。参加しない場合でも応募は可能です。

(4) 説明会への申込期限

令和5年9月18日(月)午後5時30分まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年9月26日(火)午後5時30分まで

(2) 提出方法

電子メール(アドレス:mobio_osakasei@obda.or.jp)で受け付けます。

※電話・FAX等による質問は受け付けません。

ア 「件名」に「【質問】大阪製ブランド(企業名)」と明記すること。

イ 質問への回答は、令和5年9月28日(木)まで(予定)に大阪産業局ホームページ(<https://www.obda.or.jp/osakaproducts-tokyogiftshow.html>)で公表し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア 以下に示す審査基準に基づき、外部委員等で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知します。

プレゼン審査では、事前に提出した応募書類以外の資料等を使用することはできません。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

エ アにより選定された者と大阪産業局は、契約締結に向けて細目について協議を行うこととします。協議に際しては、大阪産業局は提案に対し修正を求めることができることとし、選定者はこの求めに対して協議に応じていただきます。

なお、協議が不調の場合は、アにより順位づけられた上位の者から順に、契約候補者として契約締結に向けた協議を行います。

《審査基準》

項目	内容	配点
業務遂行能力	(1)適切に本業務を遂行できる体制を有しているか	10点
提案力	(2)ギフトショー出展にふさわしい装飾計画がなされているか	30点
	(3)効率的かつ円滑なPR・商談を可能にするレイアウトであるか	30点
事業実績	(4)本業務に関する知見やノウハウを有しているか	20点
費用	(5)見積もり金額が妥当であるか	10点

(2) 審査結果

選定結果は、採否にかかわらず、応募者全員(共同企業体の場合は代表構成員)にメールにて通知します。審査内容に係る質問や異議は受け付けられないものとし、審査内容については開示しませ

ん。

(3) 審査対象からの除外(失格事由)

応募者に次の行為があった場合は、失格(選定対象から除外)とします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪産業局との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪産業局は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。

 - ア 国債又は地方債額面金額又は登録金額
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額
 - ウ 銀行又は大阪産業局が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手、小切手金額
 - エ 銀行又は大阪産業局が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形、手形金額
 - オ 銀行又は大阪産業局が確実と認める金融機関に対する定期預金債権、当該債権の証書に記載された債権金額
 - カ 銀行又は大阪産業局が確実と認める金融機関の保証、保証書に記載された保証金額
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間にこの法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- ウ 契約の相手が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、公益法人等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- エ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

9 問い合わせ先・提出先

〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北 1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1F

公益財団法人大阪産業局 大阪製ブランド認定事業事務局

TEL:06-6748-1054 MAIL:mailto:mobio_osakasei@obda.or.jp